

釜石市復興推進計画

平成25年3月12日

平成28年3月4日変更

平成30年3月29日変更

令和3年4月1日変更

岩手県釜石市

1 復興推進計画の区域

岩手県釜石市

2 復興推進計画の目標

東日本大震災により、沿岸部の全域にわたり壊滅的な被害を受け、店舗、事業所、住宅などが津波により流出した。

また、震災の被害により、事業主都合離職者数は平成23年4月に1,500人を超え市内の雇用情勢を著しく悪化させたほか、平成23年度における転出者は2,400人を超えるなど、幅広い年代の人口流出が進むとともに、加えて震災前からの高齢化率が33%を超える状況に一層拍車をかける懸念がある。

このような状況を踏まえ、本計画における集積区域においては、次の産業の集積が期待されることから、当該区域へのこれらの立地誘導を促進し、賑わいと活気に満ちたまちを形成しながら、将来にわたり持続可能なまちづくりと雇用の場の提供を目標とする。

(1) 中心市街地東部地区

中心市街地東部地区は、従前から商業機能や行政機能などの中心地であったが、今回の震災により、これらの日常生活に欠かせない機能が著しく低下している。

このような中で、本市としては、今後発生が予想される地震津波などの災害から東部地区を守る防潮堤、緑地マウンドなどの津波防御施設の整備や、避難場所・避難所の周知徹底、防災意識の啓発・伝承などの対策を多面的に講じ、同地区の安全性を確保しながら、同地区を再び商業拠点として位置づけることとしている。

同地区の商業拠点化を図るに当たっては、単に被災前の状況に商業を戻すのではなく、同地区及びその周辺に配置される市役所庁舎、復興公営住宅、文化交流施設などの公共施設と一体で効率的・効果的な配置・整備を行うとともに、

子どもから高齢者までの市民生活に欠かせない機能を集約化していくことを目指す。

また、同地区に隣接し、観光拠点としても活用が期待される新魚市場周辺を訪れる観光客の動線も考慮し、住民のみならず観光客にとっても利便性の高い都市機能の構築と安心安全かつコンパクトな復興まちづくりを目指していく。

（２）鵜住居地区

鵜住居地区は市内で最も被害が大きく、人的被害に加え、全住家の約 7 割に相当する 1,751 戸が被災したことにより、多くの市民が仮設住宅での生活を余儀なくされたほか、店舗や事業所、診療所及び教育施設や生活応援センターなどの公共施設も被災したため、日常生活に欠かせないあらゆる機能が著しく低下している。

また、同地区では幅広い年代で地区外への転居が進んでおり、震災前から進行している高齢化率の上昇に一層拍車がかかっている。

このような中で、同地区の復興まちづくりにあたっては、「交流・追悼」「スポーツ」「教育」「商業再生」をキーワードに多様な来訪客による賑わい創出とともに、地域住民の日常生活を支える機能を集積して、まちの再建を進めていくこととしている。

新しいまちづくりの核として、ＪＲ鵜住居駅周辺を中心に、小中学校、災害公営住宅、観光交流拠点施設、津波の教訓を後世に伝える祈りのパークや津波伝承施設、市民体育館などの公共施設を効果的に配置・整備を行うとともに、国道沿線に商業機能を集積することにより、子どもから高齢者までの全ての世代が便利で快適に暮らせるコンパクトなまちづくりを目指す。

加えて、同地区にはトライアスロンの主会場となる根浜海岸のほか、ラグビーワールドカップ 2019 の会場となった「釜石鵜住居復興スタジアム」が含まれているほか、また、世界遺産「明治日本の産業革命遺産」の構成資産である橋野鉄鉱山への玄関口となっており、こうした特徴を活かしたまちづくりを進めていく。

３ 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

当市は、近代製鉄発祥の地として鉄鋼業を中心としたものづくり産業の集積とともに、世界でも有数の三陸漁場の重要な漁業基地として繁栄してきた。

中心市街地東部地区は、居住人口も多く当市の伝統、文化、経済などの中心地でもあり、店舗や事業所が集積していた地域であるが、今回の震災によって市民の日常生活を支える店舗や事業所などの商業機能が壊滅的な被害を受けたことから、以下の取組の推進を通じて、先に掲げる目標の達成を目指す。

また、鵜住居地区は、昭和 30 年に新設合併で釜石市となるまで鵜住居村として独立していたことから居住人口も多く、地域内独自の伝統や文化をもち、経済活動を行っていたため、店舗や事業所も J R 鵜住居駅周辺を中心として集積していた地域であるが、今回の震災によって市民の日常生活を支える店舗や事業所などの商業機能が壊滅的な被害を受けたことから、以下の取組を通じて、先に掲げる目標の達成を目指す。

(1) 効果的な都市基盤の整備

今後発生することが予想される津波災害の際に迅速な避難を可能にするための道路等のインフラ整備や、人々の動線を考慮した公共施設・公益的施設の整備を進める。

(2) コンパクトで回遊性の高い商業機能の集積

被災前にあった商店街や点在していた商店などの商業機能を、単にそのまま復旧させて元のまちに戻すのではなく、拠点施設を整備するなどしてコンパクトに集約し、利便性の高いまちづくりを進める。

(3) 独自資源を活かした観光拠点の形成

中心市街地東部地区の東端に位置する魚河岸地区は、本市における水産業の中核であったことから、「魚のまち」復活に向け新たな誘客機能の整備と魚市場周辺でのイベント実施等にぎわいの創出策を講じながら、水産資源を活用した観光拠点の形成を図る。

また、鵜住居地区については、J R 鵜住居駅周辺に祈りのパークや津波伝承施設が整備され、防災意識の啓発・伝承と震災犠牲者の慰霊追悼の拠点となるとともに、根浜海岸や橋野鉄鉱山、ラグビーワールドカップ 2019 の会場となったスタジアムへのアクセス拠点となる地区であり、新たな誘客機能の整備と周辺地域でのイベント実施等のにぎわい創出策を講じながら、独自資源を活用した観光拠点の形成を図る。

(4) 住宅の整備

震災により住宅を失った住民に対し、多様な住宅形態に配慮しながら、災害公営住宅を整備することに加え、U・I ターンにより転入する住民に対し、住宅確保の支援を行うなどして、安全・安心に暮らしていくための生活基盤を整える。

4 復興産業集積区域の区域（別添【資料 1】参照）

ここで記載している区域が特定復興産業集積区域に該当することとなるものである。

「釜石東部地区復興産業集積区域」

「鵜住居地区復興産業集積区域」

5 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特別の措置の内容

(1) 法第2条第3項第2号のイの復興推進事業

① 復興産業集積区域において集積を目指す業種並びに集積の形成及び活性化の効果

(ア) 下記(イ)の業種の集積の形成及び活性化を目指す復興産業集積区域4に記載する区域

(イ) 上記(ア)の復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す特定の業種

07 職別工事業（設備工事業を除く）、08 設備工事業、43 道路旅客運送業、44 道路貨物運送業、51 繊維・衣服等卸売業、52 飲食料品卸売業、53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、54 機械器具卸売業、55 その他の卸売業、56 各種商品小売業、57 織物・衣服・身の回り品小売業、58 飲食料品小売業、59 機械器具小売業、60 その他の小売業、6221 普通銀行、6222 郵便貯金銀行、63 協同組織金融業、641 貸金業、67 保険業（保険媒介代理店業、保険サービス業を含む）、68 不動産取引業、693 駐車場業、704 自動車賃貸業、7092 音楽・映像記録物賃貸業（別掲を除く）、7093 貸衣しょう業（別掲を除く）、7099 他に分類されない物品賃貸業、72 専門サービス業（他に分類されないもの）、741 獣医業、746 写真業、742 土木建築サービス業、77 持ち帰り・配達飲食サービス業、78 洗濯・理容・美容・浴場業、791 旅行業、796 冠婚葬祭業、7999 他に分類されないその他の生活関連サービス業、801 映画館、806 遊戯場、809 その他の娯楽業、823 学習塾、824 教養・技能教授業、83 医療業、85 社会保険・社会福祉・介護事業（851 社会保険事業団体及び852 福祉事務所を除く。）、89 自動車整備業、90 機械等修理業（別掲を除く）、922 建物サービス業、923 警備業、9293 看板書き業

※上記の業種のうち、07 職別工事業（設備工事業を除く）、08 設備工事業、44 道

路貨物運送業、742 土木建築サービス業、89 自動車整備業については鵜住居地区に限る。

※上記の業種のうち、岩手県産業再生復興推進計画（岩手第 2 号：平成 24 年 3 月 30 日認定）の対象となる業種を除く。

※上記の業種のうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）の規定による規制（同法第 33 条第 1 項の規定による深夜における酒類提供飲食店営業を除く。）の対象となる業種を除く。

（ウ）集積の形成及び活性化の効果

中心市街地東部地区は、居住人口も多く当市の歴史、文化、経済などの中心地であり、店舗や事業所が集積していた地域である。今回の津波被害により、店舗や事業所などが壊滅的な被害を受けたことから、多くの市民が離職を余儀なくされた。これらの市民の雇用確保のためには商業施設等の復活が不可欠であることから、今まで以上に利便性が高く、歩いて回れるコンパクトなまちづくりを推進し、生活関連産業の移転集約を図ることにより、新たな産業の新規立地も促進され、安定した雇用の場の創出が期待される。

鵜住居地区は、市内で最も被害が大きく、多くの市民が仮設住宅での生活を余儀なくされたほか、店舗や事業所などの施設も被災したため、日常生活に欠かせないあらゆる機能が著しく低下している。

震災前に比べて減少している事業所数や雇用者数を回復するためには、商業施設等の復活が不可欠であることから地域に見合ったコンパクトなまちづくりの推進による商業機能と公共施設の集約化によって、地域住民の利便性や快適性の向上を図るとともに、地域独自の伝統文化や観光資源を活用した活動拠点を再生・強化することにより、地域の活力向上と交流人口の増加に伴う賑わいが創出され、新たな産業の立地と雇用の場を提供することが期待される。

②雇用等被害地域及び雇用等被害地域を含む市町村

津波により浸水し直接の被害が生じた地域で別添で図示する地域。（別添【資料 2】参照）

【設定の理由】

当市は、東日本大震災により、強烈（震度 6 弱）な揺れとともに、沿岸地域を襲った巨大な津波によって、全域にわたって甚大な被害が発生した。

死者数等の人的被害は、岩手県内の約 18%、住家被害は、岩手県内の約 15%に

及んだほか、企業、農地、漁港など広範囲にわたり被害が生じたことから、多くの市民においては離職を、多くの事業者においては廃業を余儀なくされた。

雇用に関する指標については、従業者数・事業者数のいずれも震災の翌年（平成 24 年）よりも回復しているものの、平成 28 年及び令和元年時点ではいまだに震災前の状況に回復していない。（別添【資料 3、4】参照）

③特別の措置

（ア）①のイの業種に属する事業を実施する指定事業者（指定法人）に対する法人税又は所得税の課税の特例（法第 37 条から第 40 条の規定に基づく措置）

（イ）①のイの業種に属する事業を実施する指定事業者（指定法人）に対する事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税に伴う措置（法第 43 条の規定に基づく措置）

④関連して実施される一般復興事業の内容とその実施主体

（ア）中心市街地東部地区及び鶴住居地区

ア 中小企業等グループ施設等復旧整備補助金（実施主体：経済産業省、岩手県）
地域コミュニティの維持に不可欠な商業機能を担う商店街等において、被災事業者がグループを形成して復旧・復興事業を行う場合の経費を補助する。

イ 中小企業振興資金融資制度（実施主体：釜石市、地方銀行等）
中小企業の経営の安定を図るため、融資斡旋を行い、併せて利子補給、保証料の一部を助成する。

ウ 四季彩イベント開催事業（実施主体：釜石市、釜石観光物産協会）
当市の旬の味覚や地場産品の PR、地場産業の再生を図るため、四季を通じて魅力あるイベントを開催する。

エ 商店街復興イベント事業（実施主体：釜石市）
既存商店街の集客向上と商店街が持つコミュニティ機能を生かした地域住民の復興交流イベントを支援する。

オ 中小企業相談所事業（実施主体：釜石市、釜石商工会議所）
地域中小事業者の経営に関する計画策定や各種施策の活用、販路開拓や事業承継など経営指導や相談対応を行う。

カ 小規模事業者経営発達支援推進事業（実施主体：釜石市、釜石商工会議所）
経済動向の把握、需要動向の分析、経営状況の分析、事業計画の策定支援及び計画の実行支援など、小規模事業者の持続的経営を支援する。

キ 土産品等開発支援補助金（実施主体：釜石市）

市内事業者が土産品等を開発し、商品売り出すための経費に対して補助金を交付する。

ク 釜石食ブランド開発検討協議会事業

釜石市の食ブランド化を目的とし、各種商品開発と販売促進に関する検討及び支援の施策を推進する。

ケ ライフデザインU I ターン補助金

市外から転入し住宅を賃貸する方に対する奨励金及び住宅を取得する費用に対する補助金を交付して移住・定住を推進する。

コ 次世代U I ターン喚起事業

主に釜石市出身の大学生及びその親世代を対象に、釜石市で働くことやUターンを検討するための情報を発信する。

サ 地域雇用サポート事業

求職者の早期就労支援や潜在労働力の発掘、地域事業者の人材確保の支援を行う。

(イ) 鵜住居地区

ア 鵜住居地区商業施設運営支援事業（実施主体：釜石市、民間事業者）

鵜住居地区の生活利便性向上と東日本大震災により被害を受けた中小企業者の事業再建を目的に整備した鵜住居地区商業施設の安定的な運営を図る。

イ 釜石うみやま連携交流推進協議会事業（実施主体：釜石うみやま連携交流推進協議会）

栗橋地域から鵜住居・箱崎半島地域までの連携交流を推進し、地域全体の活性化とコミュニティの再生を図る。

(2) 法第2条第3項第2号のロの復興推進事業

「商業施設整備事業」

①事業の効果

中心市街地東部地区及び鵜住居地区に食料品、衣料品等を扱う小売業の入居を想定した複合商業ビルやモール形式の大規模商業施設を整備する。本事業を実施することにより、同地区に小売業等の集積が図られ、商業機能の集積や利便性の高いまちづくりの推進が期待される。

②雇用等被害地域

(1) ②に同じ

※ 商業施設整備事業は雇用等被害地域において実施される。

③特別の措置

(ア) 本事業を実施する指定事業者に対する法人税又は所得税の課税の特例（法第 37 条の規定に基づく措置）

(イ) 本事業を実施する指定事業者に対する事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税に伴う措置（法第 43 条の規定に基づく措置）

④関連して実施される一般復興事業の内容とその実施主体

(ア) 中心市街地東部地区及び鶴住居地区

ア 中小企業等グループ施設等復旧整備補助金（実施主体：経済産業省、岩手県）
地域コミュニティの維持に不可欠な商業機能を担う商店街等において、被災事業者がグループを形成して復旧・復興事業を行う場合の経費を補助する。

イ 中小企業振興資金融資制度（実施主体：釜石市、地方銀行等）
中小企業の経営の安定を図るため、融資斡旋を行い、併せて利子補給、保証料の一部を助成する。

ウ 四季彩イベント開催事業（実施主体：釜石市、釜石観光物産協会）
当市の旬の味覚や地場産品の P R、地場産業の再生を図るため、四季を通じて魅力あるイベントを開催する。

エ 商店街復興イベント事業（実施主体：釜石市）
既存商店街の集客向上と商店街が持つコミュニティ機能を生かした地域住民の復興交流イベントを支援する。

オ 中小企業相談所事業（実施主体：釜石市、釜石商工会議所）
地域中小事業者の経営に関する計画策定や各種施策の活用、販路開拓や事業承継など経営指導や相談対応を行う。

カ 小規模事業者経営発達支援推進事業（実施主体：釜石市、釜石商工会議所）
経済動向の把握、需要動向の分析、経営状況の分析、事業計画の策定支援及び計画の実行支援など、小規模事業者の持続的経営を支援する。

キ 土産品等開発支援補助金（実施主体：釜石市）
市内事業者が土産品等を開発し、商品売り出すための経費に対して補助金を交付する。

ク 釜石食ブランド開発検討協議会事業
釜石市の食ブランド化を目的とし、各種商品開発と販売促進に関する検討及び支援の施策を推進する。

ケ ライフデザイン U I ターン補助金
市外から転入し住宅を賃貸する方に対する奨励金及び住宅を取得する費用に対する補助金を交付して移住・定住を推進する。

コ 次世代 U I ターン喚起事業

主に釜石市出身の大学生及びその親世代を対象に、釜石市で働くことやUターンを検討するための情報を発信する。

サ 地域雇用サポート事業

求職者の早期就労支援や潜在労働力の発掘、地域事業者の人材確保の支援を行う。

(イ) 鵜住居地区

ア 鵜住居地区商業施設運営支援事業（実施主体：釜石市、民間事業者）

鵜住居地区の生活利便性向上と東日本大震災により被害を受けた中小企業者の事業再建を目的に整備した鵜住居地区商業施設の安定的な運営を図る。

イ 釜石うみやま連携交流推進協議会事業（実施主体：釜石うみやま連携交流推進協議会）

栗橋地域から鵜住居・箱崎半島地域までの連携交流を推進し、地域全体の活性化とコミュニティの再生を図る。

- 6 特定復興産業集積区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特別の措置の内容

5に同じ

- 7 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

本計画に定めた復興推進事業の実施により、これから一層進展する高齢化社会に対応した、「歩いて回れるまち」をコンセプトとして回遊性の高い機能的でコンパクトなまちづくりを推進し、賑わいと活気に満ちたまちの形成を図ることで、被災地域及び通勤圏内等における雇用の創出と居住人口の増加が見込まれ、計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に大きく寄与する。

8 その他

本計画の作成に際し、法第4条第3項に基づき、岩手県の意見を聴取したが、計

画内容に対する意見はなかった。

区域番号	復興産業集積区域の地番
釜石－ 1	大渡町一丁目 大渡町二丁目 大渡町三丁目 1-1、2、3-3、3-5、4-1～4-7、6、7-1、7-2、15-1、15-3、16-1～16-9、17～21、22-1、22-2、23、24-1、24-2、25、26-1、26-2、27、28、29-1、29-3、30-1、30-2、31、32、33-1、33-2、34、35、36-1、36-2、37～40、41-1、41-2、41-4～41-8、43、44、46、47-1、47-2、47-4、48-1、48-2、52-1～52-6、52-8、53-1、54、105 大町一丁目 大町二丁目 大町三丁目 1、2、3-1、3-2、11～13、14-1～14-5、14-7～14-11、15、16-1～16-13、17、18-1～18-11、19-4、19-6、23-1～23-9、24-1、29-1～29-5、29-7、29-8、30-1、30-7、30-8、31-1、31-3、31-5、32-1、32-5、131-5 只越町一丁目 1-1～1-8、2-1、2-2、3、4-1～4-4、5-1～5-3、5-5～5-13、6-1～6-5、7-1、7-3、7-4、7-6、7-7、8～10、11-1、12～15、17、18、19-1、19-2、20-1、20-7、20-9、22～30、31-1、31-2、32～39、40-1、40-2、41-1、41-2、43-1、43-2、44、47～54、55-1、55-2、56-1～56-3、57、58-1、58-2、59-1、60～64 只越町二丁目 只越三丁目 1-1、1-3、2-1、3-1、3-2、4-1、4-2、5-1～5-3、6-1、6-4、7、8-1、8-2、9、10-1～10-5、11-1～11-10、12-1、12-2、13-1、13-2、13-7～13-10、14-1～14-3、15、16-1～16-5、17-1～17-3、18-1、19-1～19-3、20-1～20-3、21～25、26-1～26-4、27-2、27-3、28～30、31-1～31-3、32、33、34-1、35～37、38-1、38-2、40、41、43-1、43-2、44、45、46-1、46-2、47-1、47-2、48～55、56-1、56-2、63～72、73-1～73-4、74、84～94、97-1 港町二丁目 51-1、51-22、51-23、51-27、51-28、51-29、51-41、51-42、51-44、51-47、51-48、51-49、51-50、51-50-A、66-4、67-10、67-11 大只越町一丁目 1、2、3-1、3-2、3-5、3-9、6、60-1 大只越町二丁目 1、2-1、2-3、2-4、3-1、3-2、4、24～26、30-1、30-3、70-1 天神町 1、2-1、2-2、3～6、8、14、15、16-1、16-2、19-1、19-2、20～22、37-1、37-4 浜町一丁目 1、3、4、5-2、6～11、12-1、12-2、13～15、16-1、18、19、21-1、21-2、22-1～22-4、23、24、25-1、26～30、31-1、31-2、31-4、32、33-1、33-2、34、35-1、35-2、36～39、40-1、40-2、41-1、41-2、43～46、47-1、

	48、49、51～57、68、69、71-3、72、73-1～73-4、74、75-2、76-1、77、78、78-1、79、80-1 浜町二丁目 1、3、4-1～4-6、6、7、8-1～8-3、10、11-1、11-3、11-7、11-11、11-14、11-15、12、14～18、19-1、19-2、21-1、21-2、22～25、26-1、26-3、28-1、29～32、34、35-1～35-3、36-1、36-2、37～40、41-1、41-2、41-4、43～50、53、54、55-1、55-2、56、57、58-1、58-2、59、60、74、75-1、75-2、79-1、80～83、99-1、99-3、119-32、192-8 浜町三丁目 1～6、7-1、8、11～15、17、18、25～27、29～31、33～35、36-2、37、38-1、38-2、39、40、41-1、41-2、43～46、48～50、51-1、51-2、52～58、59-1、59-2、60、61、61-2、61-3、61-5、62～83、84-1、84-2、86～91、124-1、125-1、126～129、130-1、130-2、131～139、141～143、324、325、330-2、331、332、347、347-2 魚河岸 1-1～1-3、3 東前町 1-1、1-2、2、3、4-1、4-2、5-1～5-4、6～12、35、36、70～76、97、98、120-1、120-2
--	---

※平成 30 年 4 月 6 日時点の地番による。

区域番号	復興産業集積区域の地番	
	町字名	地番
釜石－２	鵜住居町第 11 地割	25-1、25-7～12、26-2
	鵜住居町第 12 地割	1、2-2、6-1～4、6-6、6-8、6-12、6-13、6-15～20、7-1、7-2、7-4 の一部、9、15-1、15-3～7、15-9～12、17、18-1、18-2、19-1、19-2、19-6～10、20-1、20-2、20-6～9、21-4 の一部、22-1～7、23-2～10、24-1～3、24-5～9、29-2、29-3、31-1～3、31-5、31-6、32-1、32-2～6、34-2、36-2～5、36-7、36-8、36-10、36-11、36-14、36-16～18、36-20～24、36-28～34、37-1、37-2 の一部、37-5～8、38-1 の一部、38-23、39-1、39-27、40-1～3、40-5～15、41-1、41-5、41-7、41-8、42、43、44-1、44-2、44-8、44-9、44-11～14、44-16、44-17、44-20～25、44-27、44-28、44-31、44-32、44-34～36、45、45-2、45-3、46-2～4、46-6～9、46-12、46-13、46-15～17、46-19～22、46-27～37、47-4、48-1 の一部、48-2 の一部、48-4、48-6、48-7 の一部、48-8、48-9、48-11、49-1、49-4、49-8 の一部、50-4～6、50-20、50-24、50-25、51-1、51-2、52～54
	鵜住居町第 13 地割	1-1、1-3、1-7～11、1-13～26、2-1～8、3-13-2、3-4～6、3-7 の一部、4-1、5-2～7、5-9～20、5-23～25、5-28～36、6-1～11、6-14～21、7-1、7-2、7-4～7、7-10、7-13～24、8-1～4、8-6～12、9-1～19、10-2、11-1、11-2 の一部、11-3～6、11-7～10 の一部、11-14 の一部、11-16、11-17、11-19、11-22、11-23、11-24 の一部、11-26、11-27、11-30、11-33 の一部、11-36 の一部、11-37 の一部、11-38～46、11-47 の一部、11-48、12-1 の一部、18-10 の一部、27-1 の一部、29、31-1、31-2、31-4、31-6、31-9～12、31-15～18、32、41-2、43-1、43-2、44-2～4、45-1～3、46-1 の一部、46-2 の一部、47-1 の一部、48-2 の一部、48-4 の一部、54-3 の一部、55-1 の一部、55-2 の一部、55-4、55-5、55-6 の一部、56-1 の一部、57-1 の一部、58-1 の一部、58-3、58-4 の一部、58-5、58-6、59-1～5、60-2、60-4、60-5、61-2 の一部、61-3、61-6 の一部、61-7 の一部、61-8、61-9 の一部、62-1～3、63-1、63-2、64-1、64-2、65 の一部、66-2 の一部、67-1 の一部、67-2 の一部、69 の一部、70-1 の一部、70-2 の一部、71-1 の一部、71-2 の一部、71-3、72-1 の一部、72-2、73-1 の一部、73-2、74-1 の一部、74-2、75-1 の一部、75-2、76-1 の一部、76-2、77-1 の一部、77-2、77-3 の一部、78-1 の一部、78-2、79-1～5、80-1～3、81-1、81-2、

	鵜住居町第 13 地割	82-1、82-2、83-1、83-2、84、86-8、88-1 の一部、88-2、88-3、96-1、96-2、97-2、99-2 の一部、99-3、99-5、99-11、106-5、106-6 の一部、120～123
	鵜住居町第 14 地割	1-2、2-1、2-3、2-4、2-6～8、4-4、5-1、5-2 の一部、5-3、5-4、5-6、5-8～10、5-13、5-15～24、5-25 の一部、5-26、5-28、5-30、5-33～37、6-1～4、6-6、9、11-1、11-2、11-4～12、12-1～7、12-10、12-13、12-14、12-16、12-21～24、13-2～7、14-1、14-3、14-4、15-1、15-2 の一部、15-3、15-4 の一部、15-5～10、15-11 の一部、15-12～18、16-6～15、17-3～10、19-1～10、20-2、20-3、23-1、23-2、23-4、24、25-1、25-3～5、26-1、26-3～9、27-1、27-3
	鵜住居町第 15 地割	1-1、1-2、2-1、2-3、3-1、3-2、4-1、4-2、5-1～3、6-1～3、7-1、7-2、8-1～4、9-1、9-3～5、10-1、10-2、11-1～3、12-1、12-2、13-1～3、14-1、14-2、15-1、15-3～8、16-1、16-2、17-1～3、17-5、17-7～12、18-2～4、18-8～10、19、20-1～6、21-1、21-2、21-3 の一部、21-5、21-7 の一部、21-8、21-9、21-10 の一部、21-16 の一部、21-18、21-19、21-21、22-1～7、23-1、24-2～6、24-8～11、25-1、25-2、26-2～9、27-1、27-3～8、28、29-1、30-1、30-2、31-1、31-3、31-4、31-6、31-7、31-13、31-16、31-17、32-1、32-2～8、32-10、34-3～5、34-9、34-11、34-12、35-1、36-1、36-2、37-4、37-6、43-3、43-5～9、44-1、44-3～11、45-1～3、46-3、46-5、47-6、51-2、52-2、52-3、53-1、53-2、53-4～10、54-2、54-4、55-1、55-4～6、56-1、56-2 の一部、56-3、56-10、56-11、56-15～18、57-1～6、58-1、58-3、58-4、60、61-1、61-2、62-1、63-1、64-1～3、65、67-1、67-3、68-1、73-1、73-2、74-1～6、75-2、75-5、76-2、77-3
	鵜住居町第 16 地割	1-1、1-4、3-1～4、4-1～6、4-8、4-12、5-1、5-5、5-6、5-8、5-11、5-14、5-16～18、5-イ、6-2 の一部、6-4、8-1、8-4、8-5、8-8 9-1～5、10-1～5、11-1、11-2、11-4、11-6、12-1、12-2、13-1、14-1、14-5、14-8～12、15-1、15-2、18-1、18-2、19-1 の一部、19-2 の一部、19-3、19-5 の一部、20 の一部、21-1、21-2 の一部、21-3 の一部、21-5、21-9、22-1～4 の一部、22-10 の一部、23-1 の一部、23-4 の一部、23-5 の一部、24-1 の一部、25 の一部、26 の一部、27-1 の一部、27-2 の一部、28-1～5、29-1、30-1、30-3～8、31-1、31-2、31-6、31-8、31-10、31-12、31-17～19、31-24、32-1、32-3～5、32-10、33-1～3、34-1、34-2、34-5、34-7～14、35-1、35-2、35-5、35-7、35-13、35-15～21、35-23、35-29 の一部、35-31 の一部、35-36、36-1～4、36-6～9、36-12、

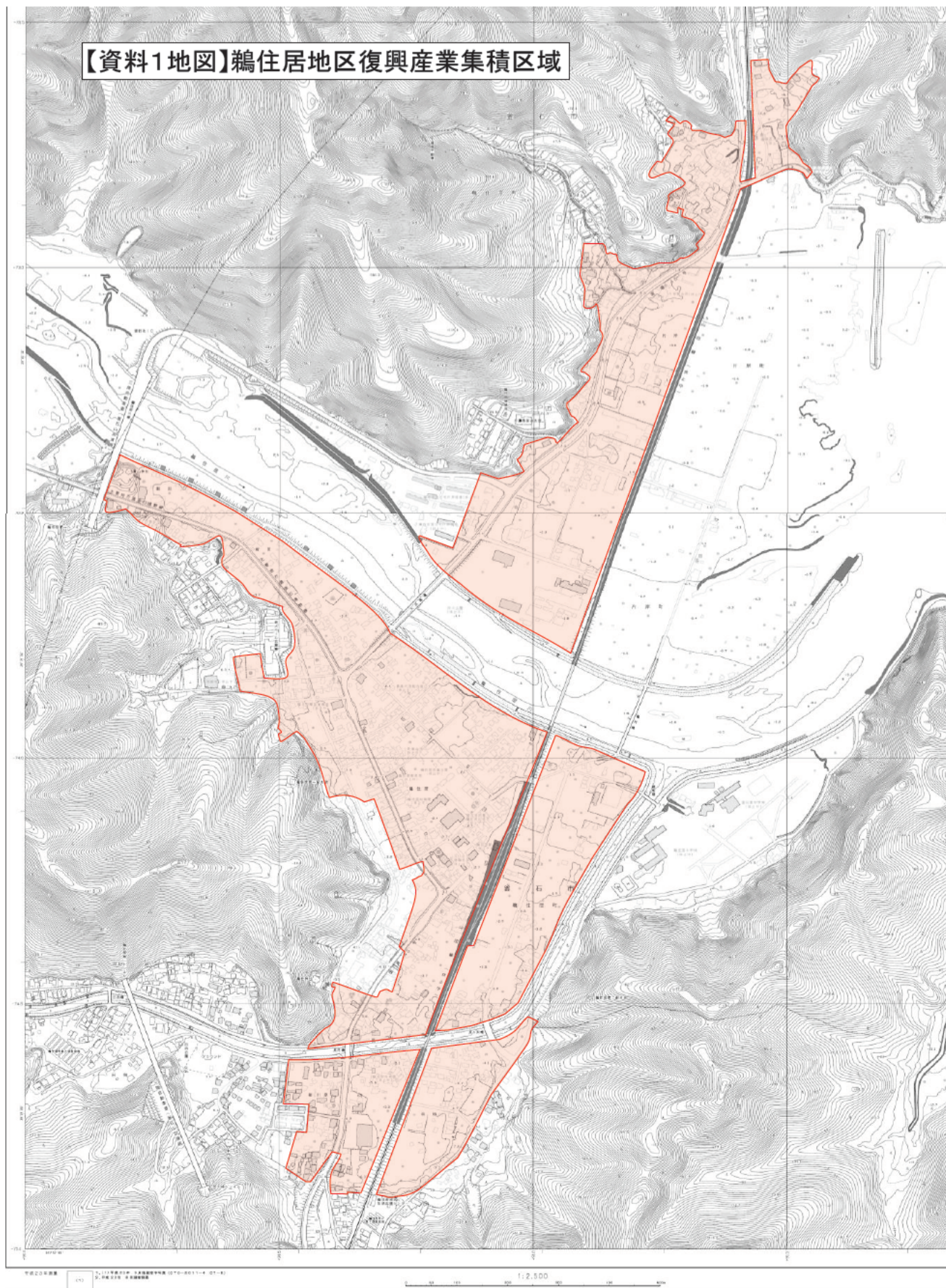
	鵜住居町第 16 地割	36-13、36-16～19、36-21～24、36-33、36-36～38、39-1、39-2、39-4、39-6 の一部、39-8～11、41-1、41-6、41-15～19、42-2、42-3、42-12～15、43-1～3、43-6～12、44-1、44-2、44-4、44-6、44-7、44-9、44-13～17、44-23、44-29 の一部、44-33～44、45-1、46-1、46-3、46-8、46-14、46-15、48-6、49-1、49-2、49-7、49-8、50-1、50-3～8、51-1、51-4、52-1～3、53-1、53-3、53-5、53-6、54-1、54-3～10、56-1、56-6、58-1、59-1、59-2、60-1～8、61-2～5、63-1、63-4～6、64-1、64-9、66-1、66-2、66-8、66-10、66-11、66-14、66-16～21、67-1、67-2、67-5、68-1、68-12～14、69-1、69-3～8、69-10、69-12～15、69-18～20、69-26、69-33、69-34、71-2、72-1、72-5～10、72-12～14、72-16～18、72-20、72-22、72-24、72-26、72-27、73-8、73-11、74-1、74-7、74-8、75-2、76-2、76-3、76-18、76-23、76-25、76-29
	鵜住居町第 17 地割	1-1、1-6、1-7、1-11 の一部、1-14～16、3-2、3-6～10、4-1、4-4、5-1、5-2、5-9～11、6-1、6-4、7-1、7-4、9-1～7、10-1、10-2、11-1～3、12-1、12-2、13-1～5、14-1、14-3～8、16-1、16-3、18-1、18-2、19-1、19-2、19-5、19-6、20-1、20-2、21-1、21-2、21-4、21-5、23-1、26-1、26-2、26-4、26-5、27-1、27-4～6、28-3、28-5～7、28-10、30-2～4、31-1、31-2、32-1、32-3、32-4、32-6、33、34-1、34-2、34-4、35、36-1～6、36-8、36-10、36-11、36-13～16、37-1～3
	鵜住居町第 23 地割	1-4～6、2-2～8、4-2～4、5-1～4、5-6～10、6-2、6-3、17-2～4、21-2、21-3、21-5、24-3、24-4、25-5、25-6
	鵜住居町第 24 地割	1-1、1-5 の一部、1-6、1-8、1-11、1-19、1-20、1-22、1-23、1-28、1-30～33、2-1、2-4、3-1、3-5～7、4-1、4-2～4、5-1、5-3～5、6-3、7-1、7-3、7-10、7-11、8-1、10-1、10-2、10-6～8、11-1、11-3、12-1、12-2、12-4、12-8、12-9、13、14-1、14-3～5、15-1～9、16-1～5、17-1～3、18-1～3、19-1、19-2、20-1～4、21-1～15、24-1、24-3、24-4、25-2、25-3、25-5、25-6、25-8、26-3～7、27-2～4、28-2、29-1、29-2、29-10、29-12 の一部、29-16～18、29-25～27、30-1、30-2、30-8、30-9、30-12、31-2、31-5、31-6、33-1、33-3、33-8、33-12、34-1、34-7、34-12、35-1～4、35-7～11、35-13、36-2、36-3、36-6～8、37-2、38-1、38-2、38-4～7、38-9～18、39-1～8、39-10～17、39-19、39-20、39-27、47
	鵜住居町第 25 地割	1-1～5、1-7～9、2-3、3-1、3-2、7-1、7-2、7-4、8-1、8-4 の一部、12-6、12-7、13-28

	鵜住居町第 28 地割	1-3、1-6 の一部、1-15、1-17、2-1～16、3-1～3、3-5～12、4-1～4、4-6、4-8、4-9、4-11、4-12、4-14、4-16、4-17、4-20、4-23～25、5-1、5-11、5-12、5-18～21、5-23、5-31～37、7-1～3、7-5、9-1～6、9-9、9-11～16、9-18～31、10-1～3、10-5～11、12-4
	片岸町第 1 地割	8-1、8-3、9-1、9-6 の一部、9-15、9-16、11-23、13-4、13-6、14-1、14-2、14-6、14-8～10、14-12～16、15-1～3、16-1、24-2、24-3 の一部、31-1～3、34
	片岸町第 2 地割	4-2、6-2、6-4、6-5、7-2～6、8-3、8-4、9-1、11-2、12-1～6、14-2～7、15-2～5、19-2～4
	片岸町第 3 地割	1-1～3、2-1、2-3、3-2、3-3、4-1～9、4-11、5-3、6-1、7、8-2～6、9-1、10-1、10-3～9、11-1、13-3、13-4、14-2～4、14-6、15-1、15-3～5、16-2、16-4、17-1～5、18-1、20-5～7、24-2～4、25-1、25-3、26-1、26-3、26-6～8、27-1～4、28-1、28-3、28-4、28-7、28-17～20、28-24～28、30-10、35、36-1、45-1、49-1、49-3 の一部、52-2
	片岸町第 4 地割	1-1、1-3、1-19、2-1、2-2、2-5、2-6、3-1、3-2、3-5、4-1～3、5-1～6、6-1～3、7-2、9-1、9-2、9-12、9-19～28、10-1、10-2、10-5～10、11-1、11-2、11-4、11-6、11-16、11-18～21、13-1、13-3、14-1、14-3、14-6、15-3～5、16-2、16-4、16-5、17-1、17-2、17-4～6、21-1、21-2、22、23-1、23-6、23-7、23-10、23-13、24-1、24-3、24-4、24-11～13、25-1、25-2、25-5、25-7、25-9、25-17、25-18、25-20、25-22、25-25～27、25-32～34
	片岸町第 8 地割	1-1～4、2-1～7、3-1～4、4-1、4-2、5-1～3、6-1～8、7-1～3、8-4、8-6、9、92-8、93-3、93-4、93-6、93-10～12、93-14、93-16、93-18、93-21、96-11 の一部、98-4、98-5 の一部、108-2 の一部、108-4 の一部、109-2、111-2、111-4、112-1～6、112-8～12、113-1、113-4、113-5、113-7、113-11、113-12、113-17、113-19、113-20、115-1、115-8、115-9、115-14 の一部、115-17、116、117-2～4、117-6～9、117-11、117-14、118 の一部、119-2、120、121-1、121-5～15、122-1、122-3～5、123-1、123-2 の一部、123-3 の一部、123-4 の一部、123-5 の一部
	片岸町第 9 地割	2-2、2-8、2-18 の一部、3-1、3-2、3-4、3-6～8、4-1、4-2、7、10-1、10-3、11-3、12-1、12-3～14、14-1、14-2、15-1、15-3～7、16-1、16-2、17-1、17-2、20-1～3、20-4 の一部、20-5～7、20-9～11、27-1、27-7～9、29-1、29-2、30-2～4、31-1～6、32-1～6、33-1、33-3、33-5～8、34、34-2、34-3、35、38-1～13、40、41、42-1、42-3～5、43-1～3、44-1～3、45-1、45-3、46-1～5、47-1、47-2、48-1、48-2、49 の一部、50-1～5、51、52-1、52-2、

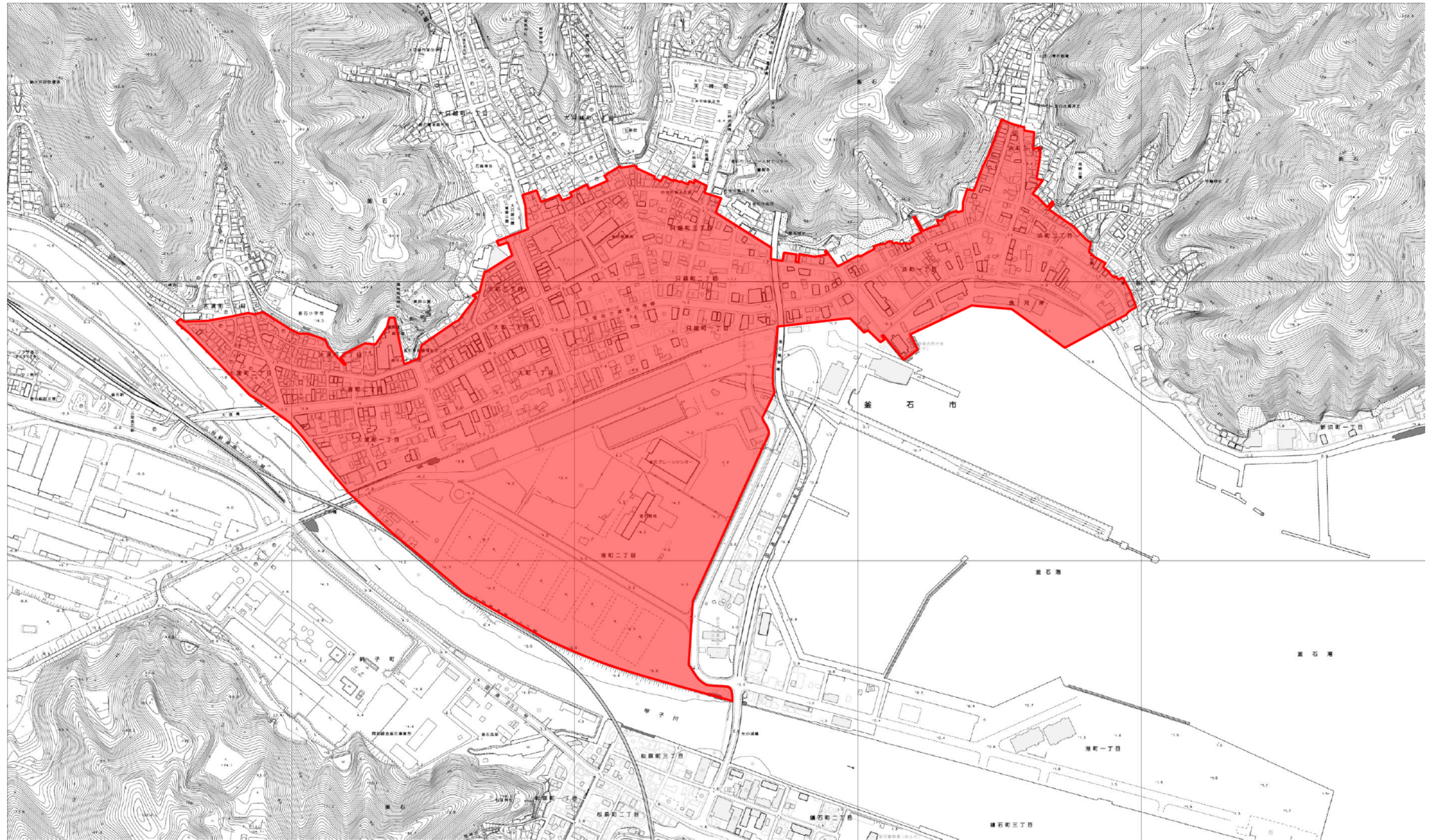
	片岸町第9地割	53-1、53-2、54～56、76-1、76-2、76-4、77、88-4、89～96、 97-1～3、98-1～5、100、101、102-1、104-1、104-2、105-1～3、106、 107-1、107-2、108-3～5、109-3～6、113-2の一部、128-4、 130-2～4、132、142-6
--	---------	---

※平成30年4月6日時点の地番による。

【資料1地図】鵜住居地区復興産業集積区域



【資料1地図】釜石東部地区復興産業集積区域



【資料３】雇用等被害地域を構成する地域の雇用に関する指標について

１ 事業主都合離職者数に関する指標

平成 23 年 4 月～6 月の事業主都合による離職者数は、県内計が 13,331 人（前年比 78.5%増）に対し、ハローワーク釜石管内では、2,160 人となっており、平成 22 年 4 月～6 月の 494 人と比較して 1,666 人（前年比 337.2%増）と大幅に増加したほか、県内の事業主都合による離職者数の 16.2%を占めていた。

また、平成 24 年 4 月～6 月との比較では、県内計が 4,747 人（前々年比△36.4%）に対し、ハローワーク釜石管内では、405 人（前々年比△18.0%）と回復傾向にあるものの、県内計に比べて回復が大きく遅れている。

【事業主都合離職者数】

（単位：人、%）

		4 月	5 月	6 月	計
釜石公共職業安定所	平成 22 年	248	133	113	494
	平成 23 年	1,589	354	217	2,160
	前年比	540.7	166.2	92.0	337.2
	平成 24 年	224	108	73	405
	前々年比	△9.7	△18.8	△35.4	△18.0
岩手県	平成 22 年	3,609	1,921	1,939	7,469
	平成 23 年	8,203	3,041	2,087	13,331
	前年比	127.3	58.3	7.6	78.5
	平成 24 年	2,396	1,329	1,022	4,747
	前々年比	△33.6	△30.8	△47.3	△36.4

出典：岩手労働局「一般就職紹介状況」

２ 雇用保険受給者実人員に関する指標

平成 23 年 4 月～6 月の雇用保険受給者実人員は、県内計が 44,933 人（前年比 54.5%増）に対し、ハローワーク釜石管内では、5,614 人となっており、平成 22 年 4 月～6 月の 1,673 人と比較して 3,941 人（前年比 235.6%増）と大幅に増加したほか、県内の雇用保険受給者実人数の 12.5%を占めていた。

また、平成 24 年 4 月～6 月との比較では、県内計が 28,160 人（前々年比△3.2%）に対し、ハローワーク釜石管内では、3,153 人（前々年比 88.5%）と回復傾向にあるものの、県内計に比べて回復が大きく遅れている。

【雇用保険受給者実人員】

(単位：人、%)

		4月	5月	6月	計
釜石公共職業安定所	平成22年	570	536	567	1,673
	平成23年	1,643	1,888	2,083	5,614
	前年比	193.5	252.2	267.4	235.6
	平成24年	1,186	1,092	875	3,153
	前々年比	108.1	103.7	54.3	88.5
岩手県	平成22年	9,595	9,426	10,070	29,091
	平成23年	12,780	15,617	16,536	44,933
	前年比	24.9	65.7	64.2	54.5
	平成24年	9,691	9,793	8,676	28,160
	前々年比	1.0	3.9	△13.8	△3.2

出典：岩手労働局「東日本大震災の発生に伴う緊急対策」

以上のとおり、本市の雇用情勢は大変に厳しいものとなっている。

資料4

産業別事業所数・従業員の推移

年	区分	総 数	総 数 (公務 除く)	農 林 水 産 業	鉱 業	建 設 業	製 造 業	水 電 気・ ガス・ 道 熱 供 給 業	情 報 通 信 業 ア	運 輸 業	卸 売 ・ 小 売 業	金 融 ・ 保 険 業	不 動 産 業	飲 食 店・ 宿 泊 業 イ	医 療 ・ 福 祉 ウ	教 育・ 学 習 支 援 業 エ	複 合 サ ー ビ ス 業 オ	サ ー ビ ス 業	公 務
13	事業所	2,790	2,746	18	3	225	180	5	14	63	910	64	123	401	106	98	44	492	44
	従業員	21,602	20,775	401	36	2,522	5,118	142	134	961	4,264	425	187	1,418	1,722	823	535	2,087	827
16	事業所	2,438	2,438	10	3	219	160	5	17	62	802	58	132	353	86	45	26	460	—
	従業員	16,902	16,902	217	31	2,207	4,149	102	133	886	3,937	389	240	1,225	1,040	161	258	1,927	—
18	事業所	2,626	2,583	22	3	217	162	7	17	56	770	59	141	332	161	85	46	505	43
	従業員	19,233	18,447	304	21	1,816	4,296	198	127	972	3,522	347	233	1,113	2,061	760	559	2,118	786
21	事業所	2,396	2,357	20	1	202	137	5	15	55	673	61	147	328	138	70	34	471	39
	従業員	18,679	17,894	322	14	1,677	3,694	119	117	1,033	3,507	442	330	1,219	2,307	669	243	2,201	785
24	事業所	1,635	1,635	10	1	181	99	4	13	43	441	52	95	195	119	26	26	330	—
	従業員	13,352	13,352	250	15	1,678	3,043	111	198	711	2,413	364	248	888	1,708	125	213	1,387	—
26	事業所	1,898	1,862	15	1	197	114	5	19	41	507	45	98	241	146	49	23	361	36
	従業員	17,525	16,598	240	22	1,897	3,343	169	93	760	2,904	323	265	1,066	2,669	670	314	1,863	927
28	事業所	—	1,790	13	1	206	107	4	20	43	476	42	95	242	134	26	20	361	—
	従業員	—	15,408	228	24	1,910	3,333	148	88	805	2,748	310	284	1,170	2,029	156	334	1,841	—
元	事業所	1,969	1,890	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	従業員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

事業所統計調査
経済センサス

※ 平成13年・平成18年は10月1日現在
 平成16年は6月1日現在
 平成16年のア～オは、産業分類見直しによる新規分類
 平成21年は7月1日現在
 平成24年は2月1日現在
 平成26年は7月1日現在
 平成28年は6月1日現在
 令和元年は令和元年6月1日～令和2年3月31日